

商品名	大川しんきん個人ローン
ご利用いただけるお客様	<ul style="list-style-type: none"> ・お借入時の年齢が満 20 歳以上の個人。・当金庫の会員もしくは、会員の資格を有する方。 ・一般社団法人しんきん保証基金の保証が得られる方。 ・原則、安定継続した収入がある方。 派遣社員・パート等の非正規社員は安定継続した収入があると認められる場合に限り可とする。安定継続した収入があるかどうか判断が難しい場合は、年収が 150 万円以上または年収が 90 万円以上で家族と同居を判断の目安とする。 年金受給者の場合は、当金庫に年金受取口座があり、直前の受取実績がある場合可。 ただし、年金担保借入がある場合、不可。
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> ① 本人または申込人の家族(配偶者・親・子・孫・兄弟)が健康で文化的な生活を営むために必要な資金。 ② 本人が①を用途として当金庫当金庫から借り入れた消費者ローンの借換え資金および借換えに伴う繰上返済にかかわる手数料(但し、直近 3 ヶ月に 3 営業日以上延滞がないこと。)
ご融資限度額	・500 万円以内(1 万円単位)
ご利用期間	・3 ヶ月～10 年以内(10 年目の応答日の属する月の月末まで可)
ご融資利率	<p>別途、当金庫の定める所定の利率を適用させていただきます。</p> <p>なお、ご融資利率については、窓口にお問い合わせ下さい。</p> <p>【保証会社保証料について】</p> <p>保証料毎月払型。</p> <p>保証料はご融資利率に含まれます。</p> <p>【ご留意事項】</p> <p>●毎月のご返済が約定日より遅延された場合、遅延された約定返済元金に対して、延滞損害金がかかります。</p>
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・元金均等毎月返済もしくは元利均等毎月返済。 <p>(ご融資金額の 50%以内で半年毎の増額返済併用もできます。)</p> <p>※6 ヶ月以内の範囲で元金返済据置可能です。</p>
保証人・担保	<p>保証会社の保証をご利用いただきますので、原則として保証人・担保は不要です。</p> <p>※保証会社が保証人をお願いする場合があります。</p>
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部法務課(9 時～17 時、電話: 0944-86-6930)にお申出ください。また、当金庫のほか、(一社)全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」でも苦情等のお申し出を受け付けています。(9 時～17 時、電話: 03-3517-5825)</p> <p>紛争解決措置 天神弁護士センター(電話: 092-741-3208)、北九州法律センター(電話: 093-561-0360) 久留米センター(電話: 0942-30-0144)、東京弁護士会(電話: 03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話: 03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話: 03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総務部法務課または全国しんきん相談所(9 時～17 時、電話: 03-3517-5825)にお申出ください。</p>
その他	・お取扱は当金庫本支店のいずれか一店舗でのご利用となります。

※ 当金庫および保証会社の審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

※ 返済額試算をご希望の場合、店頭窓口でお問い合わせ下さい。

※ 金融情勢等に変更があった場合は、適用金利が変更になる場合がございますので、あらかじめご了承ください。